

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

湯交協第 号  
令和7年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	湯沢市地域公共交通活性化協議会
住 所	秋田県湯沢市佐竹町1番1号
代表者氏名	会 長 谷 藤 昭 人

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日  
(名称) 湯沢市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

湯沢市の公共交通は、南北に縦貫するJR奥羽本線、羽後交通湯沢営業所を起点に中心部と地域拠点間を結ぶ路線バスのほか、路線バスの段階的な廃止・縮小に伴う交通不便地域をカバーする乗合タクシーおよびコミュニティバスにより構成されている。

このなかで各地域間をつなぐ路線バスの役割は大きく、基幹病院となる本市西部の(JA秋田厚生連)雄勝中央病院への通院や市内の高校への通学など、市民生活の足として年間約14万4千人(令和6年度実績)が利用している。

鉄道や乗合タクシーとは相互補完の関係ながら、本市の公共交通体系の中心は路線バスが担っている状況にある。

しかし、路線バスの利用者数は、少子化、過疎化などによる人口減少やモータリゼーションの進展などの影響もあって漸減傾向が続いており、その中でも、市中心部と雄勝中央病院を結ぶ「山田線」や、雄勝中央病院が現在地へ移転する際に運行を開始した「雄湯郷(ゆうとぴあ)ランド往復バス(通称:シャトルバス)」の落ち込みが大きかったことから、地域公共交通調査事業を活用して実施した市民アンケート調査の結果等を基に、地域の基幹病院である雄勝中央病院へのアクセス向上及び市中心部における周遊性の向上を目的として、平成28年10月に両路線の再編・統合を行い「雄湯郷ランド循環線」の運行を開始した。

また、令和2年10月からは運行経路に湯沢文化会館等の公共施設や商業施設などを追加し、更なる利用者の確保及び利便性の向上を図った結果、年間約2万2千人(令和6年度実績)が「雄湯郷ランド循環線」を利用している。

今後、ますます少子・高齢化社会が進展することにより、引き続き地域の公共交通の確保・維持は重要性を増すと考えられることから、新たな利用需要の喚起を図るため、地域公共交通確保維持事業により「雄湯郷ランド循環線」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

人口減少傾向の社会情勢や、マイカー中心のライフスタイルの浸透を背景に、今後も大幅な利用者の増加は見込めないものの、市民のおでかけ・交流の活性化を目指すこととし、「雄湯郷ランド循環線」の年間利用者を23,750人以上(直近年度の実績22,750人)とする。

○定量的目標:湯沢市地域公共交通計画全体では人口減少率(5年で10%減)を下回らないバス利用者数の維持及び減少抑制としているところ、「雄湯郷ランド循環線」にかかる本事業計画では、市民のおでかけ・交流の活性化を目指して、基準年度比利用者4%(年間+1%程度)の増加目標とする。

指標	実績	目標			
	基準年度 令和6年度 (R5.10 ~R6.9)	令和8年度 (R7.10 ~R8.9)	令和9年度 (R8.10 ~R9.9)	令和10年度 (R9.10 ~R10.9)	令和11年度 (R10.10 ~R11.9)
年間利用者数	22,750人	23,000人	23,250人	23,500人	23,750人

## (2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保することにより、以下の効果が期待される。

- ① 病院や商業施設、公益施設へのアクセス確保による生活環境の向上
- ② ①による、中心市街地と周辺部との交流促進、併せて市民のおでかけ機会の拡大に伴う地域活性化の促進

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、達成率が99.8%と概ね目標を達成できたが、2次評価では「今後も継続的な利用者ニーズの把握に努め、さらなる需要掘り起こしを含む利用促進や利便性向上に向けた取組の展開に期待します。」との助言を得た。これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

## 【羽後交通株式会社が実施主体として行う事業】

- ①バスの位置情報をお知らせするスマホアプリの提供。

## 【湯沢市が実施主体として行う事業】

- ①市内主要地点までの公共交通機関によるアクセス方法を記載したバス・乗合タクシーの時刻表(冊子型)を作成し、市内全世帯並びに関係箇所に配置。(タクシー車内、市内スーパー、金融機関、市役所窓口)
- ②利用者の利便性の向上のほか、愛着や親しみの醸成に資するため、出発地から目的地までの交通手段・時刻表・運賃等を記載した「自分専用の公共交通案内表(Myルートガイド)」の作成。
- ③利用者の利便性向上のため、オープンデータ等を活用した交通分野におけるデジタル実装を検討し、交通サービスの環境改善に務める。
- ④「雄湯郷ランド循環線」の利用促進に資するため、交通事業者による啓発イベント開催時や小・中学校の学習機会をとらえて周知・広報や開催支援を行う。

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1 を添付

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「雄湯郷ランド循環線」について、湯沢市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者からの報告をもとに年間の利用者数の集計を行い、基準年との比較により評価する。

## 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

## 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和6年6月26日(R6 第1回)	「湯沢市地域公共交通計画」実施支援業者の選定結果について
令和7年1月7日(R6 第2回)	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の承認について
令和7年3月21日(R6 第3回)	湯沢市地域公共交通計画の進捗状況について 湯沢市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会の設置について
令和7年6月27日(R7 第1回)	「地域公共交通確保維持事業に係る計画」について
19. 利用者等の意見の反映状況	
<p>市のホームページにて「湯沢市地域公共交通計画(案)」に関する意見を募集した。 また、湯沢市地域公共交通活性化協議会では、住民代表や利用者等各種団体の代表の参加のほか、学識経験者が委員に加わり、幅広い意見を計画に反映している。 「地域公共交通確保維持事業に係る計画」についても、同協議会で議論を行っている。</p>	
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要	
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】	
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
※該当なし	
(2) 交通手段の検討状況	
※該当なし	

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

(所 属) 湯沢市地域公共交通活性化協議会(湯沢市役所 総務部企画課)

(氏 名) 後藤 嘉昭(湯沢市役所 総務部 企画課 地域活力振興班)

(電 話) 0183-55-8274 (FAX)0183-73-2117

(e-mail) ck-shinko-gr@city.yuzawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
湯沢市	羽後交通株式会社	(1) 雄湯郷ランド循環線(左回り)	羽後交 通湯沢 営業所	湯沢文化 会館・雄 勝中央病 院・愛宕 町	羽後交 通湯沢 営業所	(循環) 20.3km	365日	1825回			路線定期運行	①・②(1)	地域間幹線系統湯 沢横手線と羽後交 通湯沢営業所で接 続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

系統図(左回り)

